# HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.4



隼あすか法律事務所ニュースレター第4号 OCTOBER 2012

#### **CONTENTS**

- P.1…隼あすか法律事務所 渉外業務のご案内
- ▶ P.2…環境問題とコンプライアンス
- ₱ P.5···労働関係法の 2012 年の主な改正
- ➡ P.7…偽造品の取引の防止に関する協定の批准
- **₽.9⋯最新判例のご紹介**

# 隼あすか法律事務所 渉外業務のご案内

■ 隼あすか法律事務所 ロシア・香港・ブラジル特別グループのご紹介

当事務所では、ロシアグループ、香港グループ、ブラジルグループの特別グループを設けております。 本ニュースレターでは各グループの活動をご紹介させて頂いていますが、本号ではブラジルグループをご紹介致します。

■隼あすか法律事務所 ブラジルグループのご紹介 (弁護士 泉 潤子)

ブラジルは世界第6位の経済規模を有し、近年目覚ましい経済発展を遂げているうえ、2014年にはブラジルW杯が、2016年にはリオ五輪が開催されることもあって、国際的にも大きな注目を浴びています。また、ブラジルには150万人以上の日系人が住んでおり、日本とも繋がりの深い国でもあります。このような社会経済事情から、今後も日本企業のブラジルへの進出・投資の活発化が見込まれます。

そこで、当事務所では、ブラジルグループを設け、日本企業のブラジル進出を法的側面からお 手伝いさせていただくため、ブラジル・サンパウロに所在する法律事務所 Aoki Advogados Associados との協力関係の構築を進めております。本年 11 月 27 日(午後 2 時~4 時)には、社 団法人国際商事法研究所において、ブラジルへの進出を検討する企業の方々に向け、「ブラジル への企業進出と法的留意点」をテーマとするセミナーを開催することが決定いたしました。同セミ ナーでは、Aoki Advogados Associados 法律事務所と共に、日本企業がブラジルへの進出を検討 するにあたって留意すべき外為、契約法、会社法、人事労務、環境、知的財産権等にかかる法規 制について解説いたします。

今後も、セミナーの開催を含め、ブラジルへの進出を検討する企業の方々にとって有益な情報を提供し、法的側面でのサポートを進めていけるよう Aoki Advogados Associados との連携を深めていきたいと考えております。当グループの活動につきましては、随時、本ニュースレター等を通じて、ご案内を差し上げたいと思います。

ブラジルビジネスに関心がお持ちの方は、以下の担当弁護士までお気軽にお問い合わせください。

≪ブラジルグループ 担当弁護士≫

弁護士 泉 潤子 (Email to:junko.izumi@halaw.jp)

弁護士 鈴木 康之 (Email to: yasuyuki.suzuki@halaw.jp)

弁護士 北 和尚 (Email to:kazuhisa.kita@halaw.jp)

# 環境問題とコンプライアンス

弁護士 内藤 丈嗣

もともと、企業は、その社会的な存在としての大きさ・影響力に見合ったモラルや責任が求められる存在ですが、近時、環境問題に関する社会の関心・意識が高まるにつれ、環境分野への積極的な取組や、環境に関するコンプライアンス体制の構築が求められる時代になってきています。

企業は、もはや、旧来のように単に法令を遵守していればよい存在ではありません。企業の社会的責任(CSR)の観点に照らし、その経営層から現場担当者に至るまで、企業活動のあらゆる局面に環境リスクが潜んでいることの認識を共有し、かかるリスクの兆候があるときには予防策を講じ、周辺環境への悪影響を阻止するための最大限の努力を行うことが求められる時代になろう

としています(特に環境被害はひとたび発生すれば元には戻りませんので、予防の観点が不可欠です。)。

本コラムでは、企業の環境コンプライアンスを考える上で、興味深い 2 つの事件(事案)を紹介します。

# I. フェロシルト事件(大阪地判平成24年6月29日)

# 1. 事案の概要

フェロシルトは、石原産業株式会社の主力製品である酸化チタンの生産に伴って排出される産業廃棄物アイアンクレーのリサイクル品です。同社は、アイアンクレーの産廃処理費用を削減するために、四日市工場において、アイアンクレー中のシルト質成分を回収して商品化し、中部国際空港の海上埋立用土砂として使用してもらおうと計画しました。

このフェロシルトは、土壌環境基準値を超える六価クロムが計量されるいわば偽装リサイクル品だったのですが、石原産業は、中部国際空港の埋立材としての使用を断られると、六価クロムの計量数値を偽造したうえで、ゴルフ場などの埋立剤として出荷し、廃棄物処理法違反に問われました(実行役取締役1名・従業員1名及び会社が有罪)。

# 2. 取締役の責任追及訴訟と判決

このような事態を受け、同社は、四日市工場の副工場長であった実行役取締役に対し撤去回収費用金10億円の損害賠償請求訴訟を提起しますが、株主が更に撤去回収費用金489億円の損害賠償を求めて訴訟参加しました。また、株主は、他の取締役19名を被告として金489億円の損害賠償を求めて株主代表訴訟も提起し、3つの事件が併合審理されました。

その結果、裁判所は、違法行為を主導した実行役の取締役・副工場長に対して金485億8400万円の損害賠償責任を認めるとともに、違法行為の現場においてこれを知り得た歴代の工場長たる取締役たる2名について、過失責任として、その関与度合いに応じ、それぞれ101億8020万円と254億5050万円の損害賠償責任を認めました。責任を認められた取締役は、その額が100億円であれ、489億円であれ、支払不能な金額であり、破産せざるを得ないと思われます(本件では、責任を認められた取締役1名は既に亡くなっています。従って、相続人が被告となっていますが、限定承認しているようです。)。

これを、環境という観点で評するとすれば、企業が環境に関するコンプライアンスを怠り、事業活動に伴って環境汚染を発生させれば、その回復のために企業が負担した撤去回収費用について、その額の大小にかかわらず、取締役の個人責任が認められることを示したものとして、環境に関するコンプライアンス、企業の社会的責任の重要性を示すものといえます。

#### Ⅱ. ホルムアルデヒド事件

#### 1. 事案の概要

現在進行形の事案です。

平成24年5月中旬、利根川水系の浄水場の水道水において、水質基準値を超えてホルムアルデヒドが検出されたため、広範囲で取水停止や断水の措置が講じられ、市民生活が影響を受けました。そして、この水質事故により、東京・埼玉・千葉・茨城の1都3県は、少なくとも約3億円の損害(対応費用や収入減少分)を被ることになりました。

ホルムアルデヒドは、近時、シックハウス症候群の原因物質の一つとして指摘される発ガン性の 有害物質であり、水質汚濁防止法の「指定物質」(公共用水域に多量に排出されることにより人の 健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質)に定められています。

ところで、ホルムアルデヒドが検出された原因についてですが、調査の結果、ホルムアルデヒドが直接流出したのではなく、利根川の上流で流出したヘキサメチレンテトラミン(以下「HMT」といいます。)が浄水場の消毒用塩素と反応して生成されたことが明らかになりました。

具体的には、DOWAハイテック株式会社から産業廃棄物として排出したHMTを高濃度に含有する廃液を、産廃処理委託を受けた高崎金属工業株式会社において中和処理したものの、HMTが十分に処理されずに河川中に放流された結果、浄水場で消毒用塩素と反応してホルムアルデヒドに変化したのでした。

#### 2. 関係者の法的責任と今後の展開

このようにDOWAハイテックが排出した廃液が水質汚染の原因となったのですが、同社はホルムアルデヒドを含有する廃液を排出したわけではありません。同社が排出したHMT自体には有害性はなく、廃棄物処理法及び水質汚濁防止法で規制されていません。そして、高崎金属工業は、DOWAハイテックから委託された廃液を、水質汚濁防止法の基準値を満たすところまで浄化処理した上で放流しており、廃棄物処理法及び水質汚濁防止法に抵触しないのです。

DOWAハイテックのHPをみると、適切な手続を踏んで外部処理委託をしたと表明しており、法的責任を否定していると思われます。

ここで注目なのは、1都3県がDOWAハイテックに対して損害賠償請求をすると表明しているところです。

たとえ化学物質の廃棄に関する法規制に抵触していないとしても、第三者に対して損害を与えることを予見しながらその回避を怠れば、不法行為に基づく損害賠償責任を負うことになります。本件でも、1都3県が訴訟を提起すれば、DOWAハイテックの予見可能性・回避可能性が当然争点となるでしょう。

加えて、コンプライアンスの観点からいえば、企業に対し単なる法令遵守に留まらず、社会的な 責任が求められる時代において、現に水質汚染の原因を作った企業が、廃棄物処理法及び水質 汚濁防止法に抵触していないことをもって、裁判所は法的責任を否定するのか、それとも法的責 任を肯定する何らかの判断を下すのか(例えば危険に関する予見可能性の範囲を拡大する等)、 興味深いところです。

#### 労働関係法の 2012 年の主な改正

弁護士 江崎左千恵

#### I. はじめに

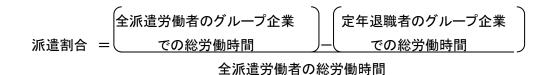
今国会(第180回通常国会)で、労働者派遣法、労働契約法、及び、高年齢者雇用安定法に関して、改正案が可決成立しました。

かかる改正は、今後の企業労務に関し、重要な影響を及ぼすものですので、以下その概要についてピックアップしました。

# Ⅱ. 労働者派遣法

# 1. 改正の概要

- (1)事業規制の強化
  - ア 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止
    - ※ 適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務の場合(ソフトウェ ア開発、機械設計、事務用機器操作等)、雇用機会の確保が特に困難な場合等(6 0歳以上の人、雇用保険の適用を受けない学生等)は例外的に許容されます。
    - イ グループ企業内派遣の派遣割合の8割以下規制



- ウ 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止 ※60歳以上の定年退職者は例外的に許容されます。
- (2)派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善
  - ア 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者(雇用期間が通算1年以上)につき、 無期雇用への転換推進措置を努力義務化
  - イ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均 衡を考慮
  - ウ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
  - エ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

- オ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就 業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化
- (3) 違法派遣に対する迅速・的確な対処
  - ア 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなされます (みなし規定)
    - ※ 平成27年10月1日施行
  - イ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

#### 2. 施行期日

平成24年10月1日

# Ⅲ. 労働契約法

# 1. 改正の概要

(1)有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※1)は、有期労働契約の期間満了までの間に、労働者が無期の労働契約の申込みをしたとき、使用者は当該申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約(※2)に転換させる仕組みが導入されます。

- ※1 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。
- ※2 別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件
- (2)雇止め法理(判例法理)の制定法化

労働者が、契約期間満了までの間、又は期間満了後遅滞なく、有期労働契約の更新も しくは締結の申込をしたとき、①有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に 異ならない状態で存在している場合、または②有期労働契約の期間満了後の雇用継続に つき合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き社会通 念上相当であると認められないときは、使用者は従前の有期労働契約の内容と同一の労 働条件で当該申込を承諾したものとみなされます。

(3)期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働 条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合 理と認められるものであってはならないと規定されます。

#### 2. 施行期日

(2)については、平成24年8月10日、(1)及び(3)については公布日(平成24年8月10

日)から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日。

# Ⅳ. 高年齢者雇用安定法

# 1. 改正の概要

(1)継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳までの雇用を確保するための継続雇用制度について、これまで、継続雇用の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により限定できる制度も認められていましたが、この制度が廃止されます。

- (2)継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業(特殊関係事業主)まで拡大する仕組みが設けられます。
- (3) 義務違反の企業の対する公表規定の導入 高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定が設けられます。
- (4)高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定 事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠が設けられます。

#### 2. 施行期日

平成25年4月1日

偽造品の取引の防止に関する協定の批准

弁護士 大野 渚

#### I. 概要

平成24年9月6日、衆議院本会議において偽造品の取引の防止に関する協定の締結が賛成 多数で承認され、同協定の日本の批准が決定しました。

同協定(通称 ACTA(アクタ))は、近年のデジタル技術の発展や知的財産権侵害の新たな手法の出現(例:商標ラベルと模倣品を別々に輸入しラベルを添付して販売する、技術的保護手段の回避等)、そして模倣品・海賊版等の被害が拡大している状況に対応するため、知的財産権の執行に関する効果的な国際枠組みを作ることを目的として、我が国から提唱された協定です。現在では、日本、韓国、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコ、シンガポールの 9 カ国と、EU および EU 加盟 22 カ国が署名しており、6 カ国が批准した段階で効力を生ずることとされていますが、今回日本は初の批准国となりました。

#### II. ACTA の意義

外務省によれば、ACTA のポイント・意義は主に以下のような点にあるとされています。

- 新たな侵害手法への対応:模倣ラベルの取締り
  - ⇒ これまで法律上取り締まることのできなかった、模倣商標ラベルのみの輸入・製造・頒布についての取締りが可能に。
- デジタル環境下の対応:違法な二次利用対策
  - ⇒ 違法なアクセスやコピーを不可能とする技術的手段(アクセスコントロール、コピーコントロール等の手法)を解除するソフト等の輸入・製造・頒布・サービス提供を新たに規制。
- 国境措置の強化:輸出取締り
  - ⇒ 輸出品に対する通関停止措置を義務化。
  - ⇒ 権利者の申立てが無くとも輸出入品につき、税関当局の職権による通関停止が可能に。
- 民事上の執行強化
  - ⇒ 権利者からの請求に基づく司法当局による差止命令につき、輸出侵害物品も対象 に含める。
  - ⇒侵害品の廃棄、侵害物作成機材の廃棄等を義務化。
- 刑事上の執行強化
  - ⇒ 個人のみでなく法人の責任も追及。
  - ⇒ ほう助・教唆罪についても責任を追及。

# III. ACTA の問題点

知的財産権侵害物品の拡散防止を目的として策定された ACTA ですが、その一方で、公表された条文の文言が曖昧である等の理由により、市民において反対運動が起こっています。

実際に、欧州では、条約の誤った解釈によって市民の自由が脅かされる運用につながるとして、 大きな反対運動が起こりました。これを受けて、7月の欧州会議では圧倒的多数で批准が否決されたため、EUが承認した国際協定を欧州議会が否決するという、異例の事態も発生しました。

このような騒動が日本にも伝播し、本年8月3日参院選本会議での可決をきっかけとして、特に ネット上の一部ユーザーにおいて急速に反対運動が盛り上がりました。

その多くは、「インターネットサービスプロパイダによる監視義務が強制される」「著作権侵害の

# HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES

疑いがあるウェブサイトが強制シャットダウンされ、二次的創作物が掲載・鑑賞できなくなる」等、

ACTA がいわゆるネット検閲や著作権の非親告罪化(注:権利者の 告訴を待たずして著作権侵害を処罰できるようにすること)につなが る可能性が高いことを危惧するもので、市民の表現の自由や通信の 秘密などの基本的人権が脅かされることを懸念しているようです。



反対運動は、ネットユーザーにとどまらず、例えば国境なき医師団においても、製造国及び輸送 先において特許権法上合法であるはずのジェネリック医薬品が、商標権侵害の疑いがあるとして 税関で押収され、その国際的流通が妨げられる可能性があるとの懸念を示しています。

外務省は平成24年9月付「偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)について」と題する書面において、ACTAの批准が、ネット検閲や著作権の非親告罪化を義務付けるものでも、ジェネリック医薬品の国際的流通等を妨げるものでもないとし、上記のような批判を誤解であるとしています。外務省はさらに、ACTAを締結するために必要な日本国内法の変更は、技術的保護手段の範囲の拡大のみであり、この点を除いてACTA締結のために国内法令を変更する必要はないとしています。しかし、協定の提案から締結に至るまでの交渉過程の不透明さや、広く国民的な議論が十分になされていないこと等が相まって、市民の不安を増幅しているものという批判もあります。

外務省では、今後、東アジアや東南アジア諸国など我が国との経済関係の強い国々を中心に、 ACTA への参加を期待するとしていますが、反対運動が広がる中で日本に続く批准国が出るのか、 その動向に注目が集まるところです。

#### 最新判例のご紹介

弁護士 椿原 直

弊事務所においては、若手アソシエイト弁護士の研鑚を目的として、月に 1 回、判例研究会が 開催されております。今回は、所内判例研究会で取り上げた裁判例の中から2つの裁判例につい てご紹介いたします。

I. 人のパブリシティ権—最高裁平成24年2月2日判決(平成21年(受)2056号、判例時報2143号72頁)

# <u>1. 判示事項</u>

肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となるとした事例。

## 2. 従来の判例・学説の分析と判例の位置づけ

従来、物のパブリシティ権に関する判例は存在するものの、人のパブリシティ権に関する判例は存在しませんでした。本判決は、人格権説、財産権説というパブリシティ権に関する学説上の対立について、人格権説を採用した上で、パブリシティ権の法的権利性を初めて認めた点で重要な意義を有します。

その上で本判決は、パブリシティ権の侵害があったといえるか否かの基準について、専ら顧客 吸引力の利用を目的とするものであるか否かを基準としました。実務上の通説とされてきたいわ ゆる「専ら」基準説を採用することを明らかにしました。

#### 3. コメント

この判決でパブリシティ権の性質及びその侵害の判断基準が明らかとなりましたが、今後「専ら」基準説がどのように適用されるのか、事案ごとの分析が重要になってくると思われます。

II. 未承認国家とベルヌ条約—最高裁平成 23 年 12 月 8 日判決(平成 21 年(受) 268 号、判例時報 2148 号 65 頁)

#### 1. 判示事項

- (1) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に我が国が国家として承認していない 朝鮮民主主義人民共和国が事後に加入した場合において、我が国が朝鮮民主主義人民共 和国との間で同条約に基づく権利義務関係は発生しないという立場を採っている以上、同国 の国民の著作物である映画は、著作権法6条3号所定の著作物には当たらない。
- (2) 著作権法 6 条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象と する著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事 情がない限り、不法行為を構成しない。

#### 2. 従来の判例・学説の分析と判例の位置づけ

未承認国家との関係でもベルヌ条約の効力が生じ、著作権法 6 条 3 号により、著作権法上の権利が生じるのか、という点については、「普遍的価値を有する一般国際法上の義務」か否かによって区別をしたうえで、普遍的価値を有する一般国際法上の義務でない場合には、未承認国との間における当該条約に基づく権利義務関係を発生させるか否かを選択することができるという重要な判断を示した点で、先例的価値を有します。

また、著作権法上保護されない著作物については、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的に保護の対象とならない以上、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り不法行為を構成しないとして、著作権法上保護されない著作物の利用による不法行為の成立を狭く解しました。

# 3. コメント

国際法上、未承認国家との関係で権利が当然に発生するというのは考え難く、その意味で本判決は通説に従ったものといえるでしょう。一方で、著作権法上の視点からすれば、自国の著作物が未承認国家において無断で利用された場合に対抗できない、いわゆるハレーションの問題が生じるおそれがあります。ベルヌ条約が普遍主義を採用した理念を考慮に入れると、果たして本判決の判断が妥当であるかは批判の残るところのようです。

#### 皿. 最後に

近時の裁判例を継続的にフォローアップすることで、日常業務の質も高めることが可能と考えております。所内判例研究会においては、分野を限定することなく、様々な裁判例について広く検討を加えるよう試みております。今後、折に触れてクライアントの皆様がご興味を抱かれるような裁判例をご紹介していきたいと思います。

#### 編集後記

黄紅(もみじ)する 時になるらし 月人の 桂の枝の 色づく見れば (万葉集)(月に桂の花(金木犀)が咲くという言い伝えに基づく歌とされています。)

猛暑を乗り越え、ようやく過ごしやすい季節がやってまいりました。 食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋…じっくりと趣味を楽しまれる 方も多いことと存じます。紅葉を見に出かけるのが楽しみという方も 多いのではないでしょうか。綺麗に色づいた木々に囲まれていると、 改めて日本の四季折々の美しさが心に沁みます。



お弁当を持って、ドライブがてら紅葉を見に出かけるのも、いい休日の過ごし方と思われます。 (ニュースレター編集チーム)

#### 配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま <u>newsletter@halaw.jp</u> 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

#### 当事務所の連絡先

# HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES

〒100-6004 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビル4階

電話:03-3595-7070 / FAX:03-3595-7105

E-mail:info@halaw.jp / URL:http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、 裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無 断転載・使用等を禁じます。